六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

夜間中学新設準備のため国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十三　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十四　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十五　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

夜間中学新設準備のため国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。